

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ②対象事業、情報公開

- 論点2.3 「環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA報告書の公開期間／EIA報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ」
- 論点2.4 「モニタリング結果の公開義務の要否」

① レビュー調査結果（論点2.3）

■ 情報公開に関する世銀等のセーフガード規定

- 世銀 Environmental and Social Policyでは、High Risk及びSubstantial Risk案件については、環境社会影響評価に基づくリスク影響に関する文書（EIA報告書含む）を世銀はアプライザル前に公開する。これらの文書は案（ドラフト）の段階での公開を可としており、公開期間に関する規定はない。
- ADBでは、カテゴリAの案件の場合には、Draft EIAを理事会付議の120日前に公開することを義務付けている。（SPS, para 53）
- IFCでは、EIAの公開は必須とはなっていないが、代わりにIFCが作成する Environmental and Social Review Summary (ESRS)で必要な情報を整理し、理事会付議の前にカテゴリA案件では60日間以上、それ以外は30日間以上公開する。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-6）

① レビュー調査結果（論点2.3）

■ 情報公開に関する現行JICAガイドラインの規定

- 現行のJICAガイドライン（JICA GL）では、カテゴリAプロジェクトについて、環境レビューに先立ち情報公開する文書として、「1)EIA報告書と環境許認可証明書（ECC）、2)大規模住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画（RAP）、3)先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画（IPP）」が挙げられている。また、「EIA報告書は、合意締結の120日以前に公開する」ことが定められている。（GL 3.2.1、(1)、2）これを踏まえて、ECC取得済みのEIAを公開している。
- しかし、環境当局による承認済みEIAを公開してから環境レビューを行うことが求められているため、レビューを通じてEIAの内容にコメントしようとしても、既に環境当局による審査と承認が終わっていることから、必要に応じて審査時に（ECCに対して）追加的に合意する必要が生じている。結果、相手国等はEIA報告書と審査時合意事項の両方を確認する必要が生じ、混乱を招くこともある。

（レビュー調査最終報告書（案） p4-6）

① レビュー調査結果（論点2.3）

■ 環境レビュー時の助言対応状況確認

- 助言総数557件のうち、550件が協力準備調査報告書への反映（現在最終報告書作成中の1件については、反映する方向で対応中）や審査時の相手国等との確認合意を要するものであり、概ね対応されていたものの、一部は対応が困難であった。
- 助言が十分に反映されていなかった理由としては、助言委員会（環境レビュー段階）が開催されるタイミングではEIA報告書がすでに承認済みであったため、審査時に追加合意は行ったものの、審査時の追加合意事項については十分に引継ぎが行われていなかったことなどがあげられる。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-11）

① レビュー調査結果（論点2.4）

■ JICA GL及び世銀等のモニタリング結果公開に係る規定

- JICAGLでは、モニタリング結果の情報公開については、「JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する（GL 3.2.2.7）」ことが求められている。
- ADB Safeguard Policy Statement（SPS）では、モニタリング結果のADBによるウェブサイト上での公開が規定されている。（SPS, para71）
- 世銀、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IDB）及びアフリカ開発銀行（AfDB）の各セーフガードポリシー及び情報公開に関するポリシーでは、環境社会配慮事項に関するモニタリング結果の公開は規定されていない。
- 世銀のAccess to Information Directive/Procedureによれば、案件形成監理に係る世銀ミッションのaide-mémoireは世銀と相手国／借入人が合意した場合に公開される。（Access to Information Directive/Procedure, para 3a, revised April 2019）

（レビュー調査最終報告書（案）p4-6, 4-7）

① レビュー調査結果（論点2.4）

■ モニタリング結果公開に係る現状（JICA）

- 審査時等にモニタリング結果の情報公開にかかる合意が確認できたのは、8件の開発調査型技術協力プロジェクト及び10件のカテゴリCプロジェクトを除く82件のうち、環境モニタリング結果については45件であった（うち、社会面も合意しているのは19件）。
- 国内法で求められていないことや実施機関の情報公開方針により、上記文書を非公開とする実施機関が複数あり、この理由として、先方政府の政策法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えられる。
- GL施行後、公開合意が得られた案件は増加の傾向が見られており、円借款事業でモニタリング結果の公開を合意している案件は、2010年度に借款契約が締結された案件のうち、環境モニタリングを必要とする計36案件中4件、社会モニタリングを必要とする計15案件中4件のみだったが、2017年度には、環境モニタリングを必要とする計38案件中20件、社会モニタリングを必要とする計14案件中12件となっている。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-6）

② 包括的検討での検討ポイント

論点2.3「環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス(ドラフトもしくは承認版)／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA報告書の公開期間／EIA報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ」

1. 承認済EIAをもって審査し、追加事項があった場合の対応方法
2. 公開すべきEIA報告書や公開期間について
3. 環境許認可証明書の取得・公開のタイミング

論点2.4「モニタリング結果の公開」

1. モニタリング結果公開の是非、公開対象の検討